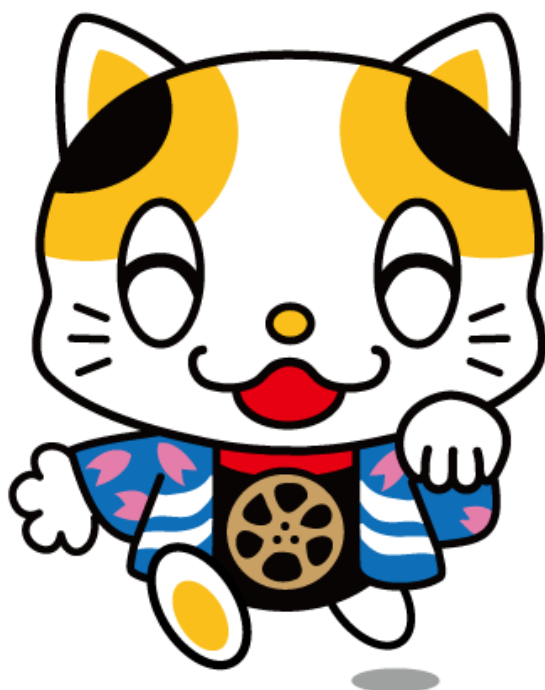


自治会ハンドブック



市のイメージキャラクター
「ガラスケ」

門真市 市民文化部 地域政策課

自治会ハンドブック 目次

第1章 自治会とは

1. 自治会の役割	1	頁
2. 自治会の活動	1～2	頁
3. 自治会の組織	3	頁
4. 自治会の運営	3～6	頁
5. 校区自治連合会	6	頁

第2章 法人化の手続き

1. 地縁による団体とは	7	頁
2. 認可の要件	7	頁

第3章 自治会活動に際して

1. 自治会活動関連の問い合わせ窓口	8～9	頁
2. 住民活動災害補償制度	10	頁
3. 自治会活動への補助	11	頁
4. 自治会館等整備への補助・貸付	11～12	頁
5. 防犯活動への補助	12～13	頁

第4章 資料編

1. 認可地縁団体以外の規定(例)	14～18	頁
2. 認可地縁団体の規定(例)	18～23	頁
3. 加入啓発資料(例)	24	頁

第1章 自治会とは

～「地域の絆」ではぐくむ安心～

私たちは日常生活において、気がついていないかもしれませんが、まわりの人たちと支えあって営んでいます。

例えば、日常生活で問題が起こった場合に相談をしたり、隣近所の方と助け合ったりすることが必要となります。

日頃から、地域のつながり「地域の絆」を作っていくための身近な組織が自治会なのです。

1. 自治会の役割

自治会とは、同じ区域内に住むすべての人が、よりよい環境で充実した生活が営めるように誰もが参加できる自主的な住民組織です。

地域のさまざまな人の価値観をお互いに認め合うことは大切ですが、一方で連帯感を深めながら、住みよいまちづくりを行い、気持ちよく生活することも大切です。

そのため、住民同士が互いに協力したり、課題を共有し、助けあったりする自治会組織は大切なものとなっています。

2. 自治会の活動

(1)主な自治会活動

自治会は、地域の特性で抱えている課題に違いがあるため、機能面で若干の違いはありますが、それぞれの自治会で、特色のある活動をしています。

主な活動	活動例
①地域の情報伝達活動	・市役所からの情報を伝える。(回覧板・市広報板) ・地域の要望を市役所へ伝える。 など
②安全安心活動	・交通安全運動 ・防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール ・防災訓練や消火訓練 ・青少年健全育成(子どもたちの通学時の見守り) など
③環境美化活動	・道路や水路などの定期清掃 ・リサイクルごみ収集活動 ・緑化推進や公園清掃活動 など
④福祉活動	・地域福祉活動(高齢者の見守りや子ども110番) ・地域福祉の推進(募金活動やボランティア活動) など

主な活動	活動例
⑤自治活動	・自治会館施設の維持・管理 ・地元広報板の維持・管理 など
⑥親睦活動	・盆踊り、体育祭、文化祭 ・レクリエーション活動 など

(2)有事の際の自治会活動

災害発生時、防災関係機関は応急対策に取り組めますが、災害が大きくなるほど被害は多種多様にわたり、防災関係機関のみでは十分な対応が困難となることがあります。

このような場合には、地域ぐるみで協力し合い、助け合うことが大切です。日頃から、防災講習会や訓練などに参加していただいたり、防災知識を身につけたり、いざというときの自治会内での役割分担を決めるなどして、地域の防災力を高めることが大切です。

災害の際の行動や、避難場所については、「門真市暮らしの便利帳」や危機管理課より配布している「門真市防災マップ」等をご参照ください。

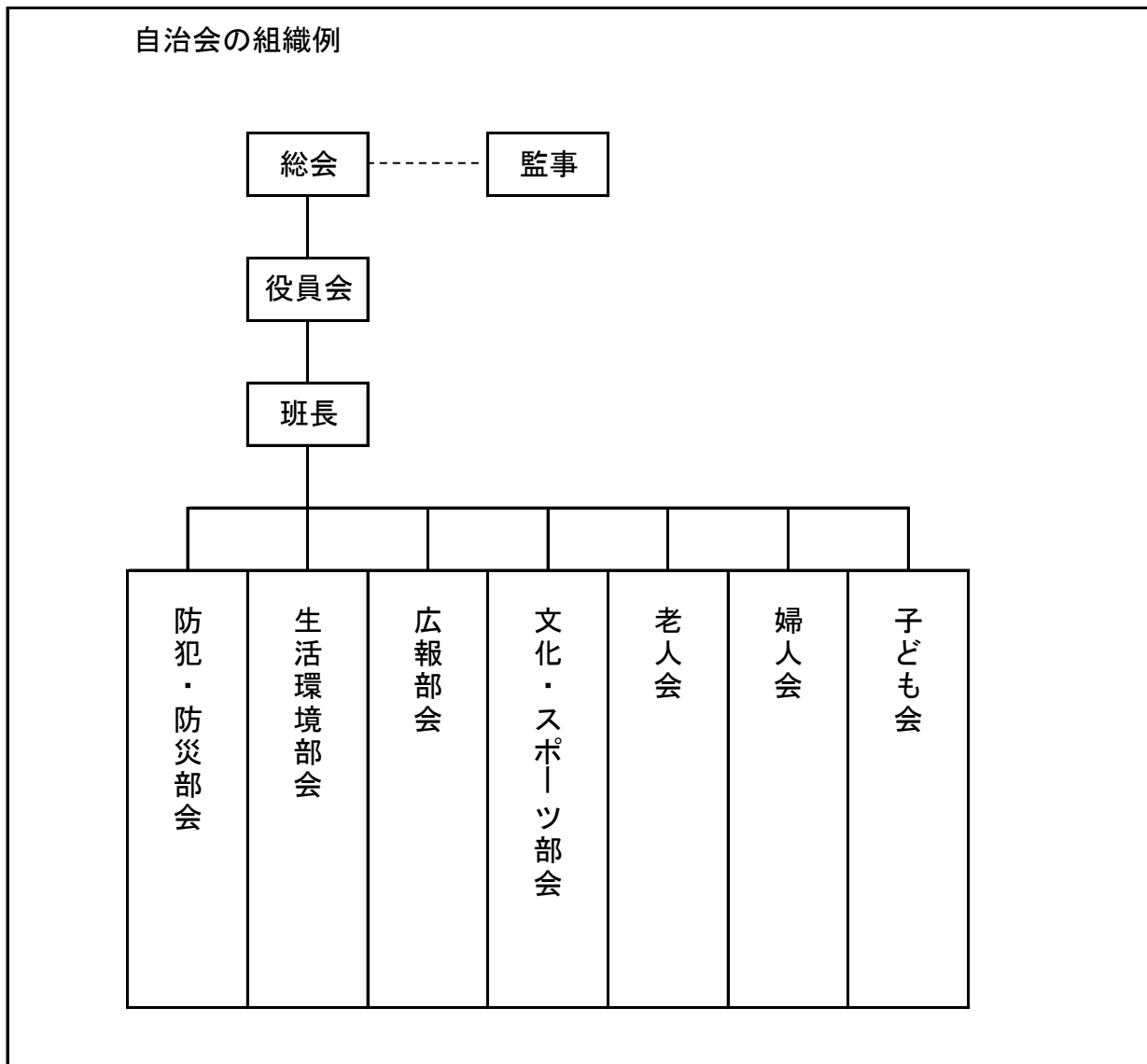
災害時に備えて、避難場所の確認や、非常時に必要になる物を準備しておくことも大切です。



3. 自治会の組織

自治会の活動を支えるため、一定のルールづくりとして、組織を支える会則などを備えることも大切です。役員体制は、会長、副会長(複数)、会計、会計監査(複数)、専門部長(複数)、班長(複数)などによって構成されます。

専門部は、自治会の活動内容に応じて必要なものを考え、随時見直すことも必要でしょう。



4. 自治会の運営

(1) 会議

自治会がなければ、地域の防災・防犯、ごみ収集や災害時の対応など、一人ひとりの力では解決できない問題が発生します。そのため、自治会組織における「地域の絆」づくりはとても重要です。

自治会が地域住民の想いを活かして民主的に運営されるためには、その意思を自治会内に持つ必要があります。住民の皆さんの関心と信頼を高めるためにも、少なくとも年に一度は、全員に参加を呼び掛ける「総会」を開きましょう。

総会では、予算・決算や前年度の事業報告、翌年度の事業計画などについて、話し合いを行い、自治会の運営方法を決定するものです。

総会

自治会の最高議決機関は総会です。定期総会と臨時総会があり、定期総会は、一般的には年度末か初めに開催されます。

会議は、民主的に開催される必要がありますので、気軽な話し合いができる工夫が大切になります。

臨時総会は、一定の比率の会員からの開催要請や緊急に解決すべき課題が発生した場合に開催をします。

役員会

役員会は役員を中心に開催をし、総会で決まった年間活動内容に沿って運営をしていきます。役員会で決定した内容は、会員の皆さんに報告を行うなど、民主的に運営を行う必要があります。

地域にお住まいの方々が関心を寄せていただけるような、活動内容の広報に力を入れることも大切なことです。

(2)会計処理

自治会の運営や活動を活発に行っていくためには、適正に予算の執行を行うことが大切です。予算・決算は、総会の議決を経て、決定される事項ですが、収入や支出に関する手続きなどの具体的な手順、備えるべき帳簿や保存すべき書類などをあらかじめ定めておきましょう。

○主な収入

会費、市などからの補助金、催し物などの事業収入、自治会館使用料などの財産収入、通帳の預金利息などその他の収入があります。

○主な支出

会議費、交通費、電話代、防犯灯・防犯カメラや自治会館の光熱水費など自治会運営に関する事務費。

環境・美化活動、レクリエーション活動、福利厚生事業などの事業費。

また、年度末には監事(会計監査)による会計監査を行い、適正に執行が行われているかの確認を受け、総会で報告をしてもらうことが重要です。



Point !

多くの目で管理監督することで、不要な支出は防げます。独立した監事役の役割は大切です。

(3)広報

広報紙、ポスター、回覧板や会報などを使って、自治会の行事予定や活動成果を広くお知らせすることは、「自治会は地域のために活動をしている」とか「会費はこんなふうに使われている」などを知らせ、自治会活動を身近に感じていただき、自治会自体に関心を持ってもらう、地域にお住まいの方々の連帯感を強めていくのに重要な手段です。

様々な創意工夫を行い、読んでいただく回覧づくりなどは大切なことです。



(4)加入促進

自治会は、地域の住民の皆さんが主体的に参加して作る任意団体であるため、加入を強制することはできませんが、地域の特性を活かし、安全安心なまちづくりに向けた自治会活動を継続的に行っていくためには、住民の相互理解と協力が不可欠です。

未加入世帯や転入世帯には、自治会長さんをはじめとする役員のみなさんや班長さんがていねいに活動内容を説明するなど、自治会の加入を積極的に働きかけるのもひとつの方法です。

○加入促進活動の準備

- ①未加入世帯の把握・調査
 - ・住宅地図などを参考に未加入世帯を調査
- ②役員の共通認識、自治会の役割の再確認
 - ・加入メリットの確認・想定質問と回答例の準備
- ③訪問時の説明資料の準備
 - ・加入案内チラシ・加入申込書・自治会総会資料

○訪問する時

- ①訪問時期～効果的な時期
 - ・新規転入者には、居住開始後、間をおかずに訪問すると良いでしょう
 - ・既居住者には、イベント等の開催にあわせて訪問すると良いでしょう
- ②提供するもの
 - ・新規転入者には、あいさつ文と加入案内状・加入申込書・総会資料・ごみ集積場の確認や防犯灯の管理など、暮らしに関する情報提供・イベント案内など
 - ・既居住者には、加入案内状・加入申込書・総会資料・イベント案内など

○注意すること

- ①訪問は、応対可能な時間帯を考慮することが大切です(夜はなるべく訪問しないこと)
- ②あまり大人数で訪問しない方が良いです(2、3人程度)
- ③同じ世代、同性による訪問も効果的です

また、「加入促進のチラシで積極的に情報提供を行う」、「未加入世帯や転入世帯の方に、一度、自治会活動に参加をしてもらう」等、活動の大切さを実感していただくのも有効な手段だと思います。

※P24 第4章 資料編 3. 加入啓発資料(例)を参照ください。



Point !
広報や加入チラシにガラスケをいませんか？

(5)会則

会則には、自治会活動の運営を円滑にするため、団体の意思決定方法として、各種役員、専門部会と班の確立などの組織づくりのほか、会議体や会計など、必要最低限の事項を定めておくことが必要です。

※P14 第4章 資料編 1. 認可地縁団体以外の規定(例)を参照ください。

(6)個人情報

昨今では、個人情報に対する社会の意識が高まっているところであります。平成29年度には個人情報保護法が改正され、改正前は個人情報保護法が適用される団体は、5,000人以上の個人情報を保持する団体とされていましたが、改正後は、その規定は撤廃されました。今後は、個人情報を保有する団体は個人情報保護法が適用されます。

本市においては、門真市個人情報保護条例を定めています。個人情報を取り扱うことの多い自治会では、本市の個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱ってください。

○個人情報の取り扱い

- ①あらかじめ情報は利用目的を特定し、目的の範囲内で活用しましょう。
- ②個人情報の保有は、本人の同意に基づく本人からの取得が原則です。
- ③個人のデータについては、正確かつ最新の内容を保つように努め、安全に管理をしましょう。
- ④本人の同意を得ずに、個人のデータを第三者に提供してはいけません。
- ⑤苦情処理に対する対応のルールを役員の間で決めておきましょう。

5. 校区自治連合会

自治会では、さまざまな地域の問題解決に向けた活動を実施していますが、活動の際には近隣の自治会と協力や連携をする必要も出てきます。

そのため、本市では、全14小学校区で校区自治連合会が組織され、2小学校区を除いた12小学校区の校区自治連合会で門真市自治連合会が結成されています。

月1回、校区の代表者が集まり、理事会が開催され、各校区間の情報交換や市役所との意見交換の場として活用されています。

～まちへの関心が生み出す安心～

自治会の役割を認識し、活動に参加することで自分たちの地域に関心を持つことが、安全安心なまちづくりに必要です。

また、お互いに頼れる関係を築くことで、犯罪や孤独死のないまちづくりにつながります。



ガラスケからのご提案です。

一度自治会活動にご参加ください！
“ガラガラ”

第2章 法人化の手続き

従来から自治会は、法律上で「権利能力なき団体」と位置づけられ、法人格を持てなかったことから、自治会で集会所等の財産を持っている場合、団体名義での不動産登記が不可能でした。そのため、自治会の不動産登記を会長個人や役員の共有名義にせざるを得ないことから、名義人の死亡・転居による名義変更や相続問題、名義人の債権者による差し押さえ等、財産上で様々な問題が生じることがあります。このような問題を解決するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が一定の手続きに基づき、法人格を取得することにより、団体名義で不動産を登記できることになりました。ただ、一方で法人としての義務を負うことにもなります。

1. 地縁による団体とは

「地縁による団体」は、「町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)と定義されています。

つまり、自治会のように、一定の区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体が「地縁による団体」です。

従いまして、下記のような団体は対象とはなりません。

- ①活動の目的が限定されている団体
(例)スポーツ活動団体・文化活動団体
- ②構成委員に対して住所以外の特定の属性を要する団体
(例)老人会・子ども会(年齢制限)・婦人会(性別)

2. 認可の要件

自治会が法人格を取得するには、市長の認可が必要です。

目的、区域、構成員など、いくつかの要件が備わっている必要があります。

例えば、規約についても、地方自治法に沿った制定が必要なため、細かな規定を整える必要があります。また、財産に関する帳簿なども必要となります。

会則例→P18 第4章 資料編 2. 認可地縁団体の規定(例)を参照ください。



Point!
不動産を保有されており、検討されている場合は、市民文化部地域政策課(別館3階)まで、ご相談ください。

第3章 自治会活動に際して

市役所では、「公民協働」を積極的に進めており、その原動力となる、「市民力・地域力」を一層高めていただくことが重要と考えています。

その中で、まさに「地域力」として重要な役割を果たしていただいている自治会活動が円滑に運営できるように、様々な観点から支援を行うとともに、協働で事業実施に取り組んでいます。

1. 自治会活動関連の問い合わせ窓口(暫定)

担当業務	担当課電話番号
☐ 市設置の広報板(掲示板)に関する事 ☐ 市広報に関する事 ☐ イメージキャラクター「ガラスケ」の使用に関する事	魅力発信課 06-6902-5605
☐ 簡易消火栓に関する事 ☐ 自主防災組織・防災訓練に関する事 ☐ 防災マップに関する事 ☐ 防犯に関する事	危機管理課 06-6902-5812
☐ 自治基本条例に関する事 ☐ 地域会議に関する事 ☐ NPOに関する事 ☐ 自治会館の建設等の補助に関する事 ☐ 自治会に関する事 ☐ 認可地縁団体の登録手続きに関する事 ☐ 住民活動災害補償制度に関する事 ☐ 校区門真まつりに関する事	地域政策課 06-6902-6034
☐ 青少年育成協議会・青少年育成連合会に関する事 ☐ 子ども会に関する事 ☐ PTA活動に関する事	生涯学習課 社会教育・文化振興グループ 06-6902-7139
☐ 校庭開放運営委員会に関する事 ☐ 校区体育祭に関する事 ☐ スポーツ推進委員に関する事	生涯学習課 スポーツ振興グループ 06-6902-7195
☐ 広聴、法律相談に関する事	人権市民相談課 06-6902-6079 06-6902-5648
☐ 門真市老人クラブ連合会に関する事	高齢福祉課 高齢介護グループ 06-6902-6176
☐ 自治会館の建築に関する事 ☐ 耐震セミナーの開催に関する事	建築指導課 開発安全グループ 06-6902-6341
☐ 再生資源集団回収奨励金に関する事 ☐ 違法屋外広告物追放推進団体及び登録員に関する事 ☐ 美化活動団体及び美化用具等の貸与に関する事 ☐ 地域猫活動に関する事 ☐ 飯盛霊園組合に関する事	環境政策課 指導グループ 06-6902-7212

担当業務	担当課電話番号
○「ごみ通信」の回覧に関する事 ○ごみ集積場所の移設等の相談に関する事 ○自治会ごみ等の収集に関する事 ○不法投棄の相談に関する事	クリーンセンター業務課 06-6909-0048
○交通安全啓発立て看板、迷惑駐車啓発注意札に関する事 ○自転車保険に関する事 ○道路・公園・緑地・里道・水路・境界明示・占用・不法占用に関する事	道路公園課 総務グループ 06-6902-6645
○道路・道路付属物(柵・街路樹・道路照明灯・カーブミラー等)・水路・排水施設(排水ポンプ等)等の維持管理・保全・修繕に関する事	道路公園課 道路水路管理グループ 06-6902-6487
○公園緑地の維持管理・保全・修繕に関する事 ○公園の使用申し込みに関する事 ○保存樹に関する事 ○公園愛護会に関する事	道路公園課 公園管理グループ 06-6902-6242
○道路・道路付属物・公園緑地・水路等の整備に関する事	道路公園課 整備グループ 06-6902-6603
○日本赤十字社東日本大震災義援金受付に関する事 ○日本赤十字社社資募集受付に関する事 ○民生委員・児童委員活動に関する事	福祉政策課 06-6902-6093
○選挙に係る投票所投票管理者、同立会人の依頼に関する事 ○選挙に係る投票所の借用及び個人演説会場の空き時間の確認に関する事(該当自治会のみ) ○その他選挙に関する事	選挙管理委員会 事務局 06-6902-6990

2. 住民活動災害補償制度

(1) 傷害制度

住民活動の参加者が住民活動中の偶然の事故で、死亡やけがした場合に保険金が支払われます。

a 死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡したときに、その直接の遺族に対し、一時金として300万円支払われます。
b 後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、障害の程度により保険金が支払われます。(最高300万円)
c 入院保険金	事故の日から180日を限度として、1日3,000円支払われます。
d 通院保険金	事故の日から180日の間において、90日を限度として1日2,000円支払われます。

(2) 賠償責任制度

自治会活動など住民活動中の人の事故による災害について、住民団体または指導者若しくは育成者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補うために保険金が支払われます。

金額は、被害者1人について、2,000万円限度。

1事故について1億円が限度です。(損害の額が、各10,000円以上です。)

ただし、製造、販売、若しくは提供した財物が、他人に引き渡された後にその品質、取り扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後に、その作業の結果によって生じた事故については、災害補償制度の補償期間内において1億円を限度とします。

※事故が起きたら事故発生状況報告書等の所定の書類を速やかに提出して、手続きを行ってください。



Point!

14日以内に手続きが完了していない場合は、保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

※報告先は、各団体の担当課へお願いします。

3. 自治会活動への補助

(1)行政協力支援金

事業内容	①対象者 自治会 ②対象事業 自治会を対象に、地域振興及び行政協力に対し、支援金を自治会単位で交付する。
金額等詳細	地域振興支援費(18,000円)+行政協力支援費(1世帯年額90円×毎年4月1日現在の自治会加入世帯数)

(2)地域活性化まちづくり推進事業補助金

事業内容	①対象者 校区自治会、門真市自治連合会 ②対象事業 福祉事業、交通防犯事業、環境整備事業、文化振興、スポーツ振興事業など、地域活性化まちづくり推進事業
金額等詳細	事業経費の2分の1(校区単位で限度額あり)

(3)校区門真まつり事業補助金

事業内容	①対象者 各校区で組織された校区門真まつり実行委員会 ②対象事業 地域すべての世代が気軽に参加できる校区門真まつり
金額等詳細	限度額 500,000円

4. 自治会館等整備への補助・貸付

(1)自治会館等整備補助金

補助対象事業	補助金額	補助限度額
新築・買取	建設(取得)費の10分の2相当額	1,000,000円
増・改築	工事費の10分の1相当額	500,000円
土地賃借 (ただし、固定資産税及び都市計画税の減免を受けている土地を除く。)	年間借地料総額相当額 ただし、50,000円を超える場合は、50,000円を超えた部分の2分の1相当額を加えた額とする。	100,000円

※増・改築の項目に、修繕費用に係る補助を平成30年4月より行えるようになりました。増・改築と補助金額及び補助限度額は同様です。なお、事前に自治会館等整備事前協議書の提出が必要です。

(2)自治会館建設資金貸付

貸付対象事業	貸付基準	貸付限度額
自治会が設置する自治会館等の建設・買取	建設(取得)費の3分の2以内	5,000,000円

(3)コミュニティ助成事業交付金

助成対象事業	助成基準	助成限度額
自治会が設置する自治会館等の建設・大規模改修	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額	15,000,000円

※一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に集会施設等の整備に対して助成を行っております。

※応募が多数のため、落選の場合もあります。

※助成金の交付は、建設・大規模改修に係る費用の全額支払完了後となりますのでご注意ください。

※登記が必要なため、認可地縁団体登録が必要となります。

※詳細については、市民文化部地域政策課までお問合せください。



Point!

補助金については、補助対象とならない経費があります。

また、申請の締切などもありますので、ご注意ください！

5. 防犯活動への補助

(1)防犯カメラ設置補助金

事業内容	①対象者 自治会 ②対象事業 自治会が賃貸借契約により防犯カメラを設置する事業
金額等詳細	カメラ1台あたり限度額 110,000円 (賃貸借契約のカメラに限る)

(2)防犯灯設置補助金

事業内容	① 対象者 自治会等 ② 対象事業 自治会等が設置したLED型防犯灯の設置経費
金額等詳細	器具のみ:設置に要する費用の3分の2 (1灯あたり上限20,000円) 器具及びポール:設置に要する費用の3分の2 (1灯あたり上限30,000円) ※門真市防犯協議会で補助を実施

(3)防犯灯電気料金補助金

事業内容	①対象者 自治会等 ②対象事業 自治会等が維持管理を行っている防犯灯の電気料金
金額等詳細	電気料金の2分の1(センサー付き防犯灯は3分の2)とし、上半期(4月分を基準)と下半期(10月分を基準)に分けて、交付を行う。

(4)防犯支部助成金

事業内容	①対象者 防犯支部 ②対象事業 防犯支部が行う防犯活動に必要な経費
金額等詳細	均等割(5,000円)+世帯割(1世帯年額400円×毎年4月1日現在の防犯支部世帯数による委員数) ※門真市防犯協議会で補助を実施

(5)歳末特別警戒支部活動費

事業内容	①対象者 防犯支部 ②対象事業 防犯支部が行う歳末警戒活動に必要な経費
金額等詳細	1支部あたり 5,000円 ※門真市防犯協議会で補助を実施

(6)防犯提灯支給

事業内容	①対象者 防犯支部 ②対象事業 防犯支部が防犯活動拠点に設置するための提灯を現物支給
金額等詳細	1支部あたり最大保有数2灯になるまで ※門真市防犯協議会で補助を実施

※詳細については、総務部危機管理課までお問合せください。



地域のみなさんの安全安心を守るために、自治会や防犯支部の皆さんに、様々な活動をしていただいています。
地域での活動にご協力をよろしくお願いします。

ガラスケポリス より

第4章 資料編

1. 認可地縁団体以外の規定(例)

一般的な規定を定めたものであり、各自治会の実態にあわせて制定をしていただくために基本的な会則例を示したものです。

しかしながら、地域の方のさまざまな意見を地域での活動に反映をさせる必要もありますので、内容を確認していただき、制定されていない項目については、会則の改正をご検討ください。

また、主要な条文には解説を入れております。

※解説については、規約例を作成した時点における市の考え方を示していますが、各自治会における実態で制定をしていただくことが原則です。

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、〇〇〇自治会(以下「本会」という。)と称し、事務所は門真市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し、併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関する事。
- (2) 生活環境の改善に関する事。
- (3) 生活文化の向上に関する事。
- (4) 共同施設の利用、管理に関する事。
- (5) 防災、防犯に関する事。
- (6) 同一目的を有する他団体との協力に関する事。
- (・)
- (・)
- ⋮
- ⋮
- (・) その他本会の目的達成に必要な事。

各自治会における実際に活動している内容を列挙してください。
なお、最後に記載している文言は、細かく書ききれない場合に記載してください。

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、本会の地区内に居住している者で構成する。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

直接金額を、「月〇〇〇円」や「年間〇〇〇円」と規定をしても結構ですし、例のとおり、総会での予算書に基づいた金額と規定しても結構です。

(入会)

第6条 本会に入会する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

正当な理由とは、「地域に迷惑を掛けたことがある」などで、性別や年齢等により、入会を制限することはできません。

(退会等)

第7条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 本会の地区内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 ○名

(3) 会計 ○名

(4) その他の役員 ○名

(5) 監事 ○名

各自治会における実際におかれている役員を列挙してください。
監事（会計監査）は最終に記載することが望ましいです。

(役員を選出)

第9条 本会の役員を選出は、総会において選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、○年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員は、総会の決議を遵守し、本会のために誠意をもって職務を遂行しなければならない。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。

4 会計は、本会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(その他の役員規定:例:書記の場合)

5 書記は、本会の会務を記録する。

6 監事は、本会の財産及び役員業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、その報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

副会長が複数おかれている場合には、第3項の()書きの規定を入れ、事前に会長の方で順序を決定しておく必要があります。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、次のとおりとし、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第13条 総会は、本会の最高決議機関で、通常総会は年に1回、通常〇月に開催する。

2 次の各号に該当する場合は、臨時総会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の〇分の1以上から会議の目的及び召集の理由を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第6項の規定により、監事からの開催の請求があったとき。

(総会の付議事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の制定、変更に関すること。
- (2) 新年度の事業計画及び予算計画に関すること。
- (3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他総会の議決を必要とする重要事項。

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集をする。

2 会長は、第13条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時又は場所を示して、開会の〇日前までに会員に通知しなければならない。

通常の総会以外に必要な応じて総会ができるよう、臨時総会の規定を入れておくことが望ましいです。
また、地域の方からも発議ができる規定も入れることが望ましいです。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の〇分の1以上の出席がなければ成立しない。

各自治会において、世帯数に大きな差があるため、自治会館の会場など条件を検討し、数字を設定する必要があります。
委任状による参加も可能とできるため、あまり少ない割合にすると、総会の議決が民主的でないと取られる可能性があり、現状の割合で設定することが望ましいです。
総会の定足数に限り、会員の規定については、「世帯代表者」や「〇才以上」などの規定を入れるなど、現状に沿った規定とすることも可能と考えます。

(総会の決議)

第18条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会則の制定、変更は、出席会員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

基本的には半数以上の賛成で議決ですが、会則の制定など重要な案件の場合は、通常より高い割合で設定することが望ましいです。

（会員の表決権）

第19条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

（総会の表決委任権）

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

次年度以降の引き継ぎなどに有効にもなりますので、議事録は作成をして保存しておくことが望ましいです。

（専決）

第22条 総会に付議しなければならない事項でも、緊急を要するため総会を招集する日時のない時は、役員会で専決をすることができる。

あくまでも、緊急な要件（災害の対応。地域で起こった事件の対応など）に限った運用を行い、民主的な運営に努めることが重要です。

（役員会）

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、本会の最高執行機関であって、総会によって委任された事項などの業務を執行し、総会に対して責任を負う。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長とする。

4 役員会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。

（役員会の職務）

第24条 本会の役員会は、次の職務を行う。

- (1) 業務を遂行するための方針に関すること。
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 財産の取得又は処分に関すること。
- (4) その他審議を必要とする重要なこと。

（役員会の定足数等）

第25条 役員会には、第17条、第18条第1項及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(収入)

第26条 本会の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 負担金、補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第27条 前条の収入は、この会の一般活動及び第3条の事業を行うための費用に充てる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年△月△日とする。

(決算)

第29条 本会の決算の会計は、年度毎に監事の監査を受け、総会の承認を必要とする。

2 決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

第6章 雑則

(帳簿等の閲覧)

第30条 本会の記録及び会計簿等は、会員の要求があれば随時公開するものとする。会員は、本会の諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

(委任)

第31条 本会の施行に伴う必要な諸細則は、別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2. 認可地縁団体の規定(例)

認可地縁団体については、地方自治法に基づき認可される団体であるため、一般的な団体と違い、会則には細かい規定が必要となります。

そのため、認可地縁団体以外の規定では、自治会で任意に設定できる箇所も、法律で明記された数値を原則としなければなりません。

ただし、法律と違う数値で設定をした場合でも違法とはならず、規約自身も無効とはなりませんが、法人格を有する団体となりますので、原則に従って規約の制定をすることが望ましいです。

なお、認可地縁団体以外の規定と異なる部分については、(下線)を入れておりますので、ご参考までご利用ください。

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、〇〇〇自治会(以下「本会」という。)と称し、事務所は門真市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し、併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、門真市〇〇町〇〇番〇〇号から△△番△△号までの区域とする。

認可地縁団体については、明確に区域を設定する必要があります。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
- (2) 生活環境の改善に関すること。
- (3) 生活文化の向上に関すること。
- (4) 共同施設の利用、管理に関すること。
- (5) 防災、防犯に関すること。
- (6) 同一目的を有する他団体との協力に関すること。
- (・)
- (・)
- ：
- ：
- (・) その他本会の目的達成に必要なこと。

各自治会における実際に活動している内容を列挙してください。
なお、最後に記載している文言は、細かく書ききれない場合に記載してください。

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しませんが、活動の賛助等の形で参加することは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

直接金額を、「月〇〇〇円」や「年間〇〇〇円」と規定をしても結構ですし、例のとおり、総会での予算書に基づいた金額と規定しても結構です。

(入会)

第7条 本会に入会する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

正当な理由とは、「地域に迷惑を掛けたことがある」などで、性別や年齢等により、入会を制限することはできません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 本会の地区内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) その他の役員 〇名
- (5) 監事 〇名

各自治会における実際におかれている役員を列挙してください。
監事（会計監査）は最終に記載することが望ましいです。

(役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は、総会において選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、〇年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第12条 役員は、総会の決議を遵守し、本会のために誠意をもって職務を遂行しなければならない。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、（会長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。

4 会計は、本会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。（その他の役員規定：例：書記の場合）

5 書記は、本会の会務を記録する。

6 監事は、本会の財産及び役員の業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、その報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

- ①副会長が複数おかれている場合には、第3項の（ ）書きの規定を入れ、事前に会長の方で順序を決定しておく必要があります。
②副会長による代行は法律行為には及ばないことと解されているため、後任の会長をただちに選出する必要があります。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

重要な事項とは、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれると解されています。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

地方自治法第260条の13の規定では、年1回の開催規定となっていますが、決算の報告が3か月以内となっているため、準じて制定することが、望ましいです。

2 次の各号に該当する場合は、臨時総会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的及び召集の理由を示して請求があったとき。

5分の1の規定は、地方自治法第260条の14に規定があります。
ただし、規約で変更はできますが、民主的でないと思われぬように配慮する必要があります。

(3) 第12条第6項の規定により、監事からの開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集をする。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時又は場所を示して、開会の○日前までに会員に文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の○分の1以上の出席がなければ成立しない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 本会の役員会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

資産に関する規定は、地方自治法第260条の2に必置の規定があります。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 負担金、補助金
- (6) 寄付金
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

財産目録等の様式については、地域政策課に別途用意をしていますので、お尋ねください。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎年度会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日から△月△日とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ門真市長の認可を受けなければ変更することはできない。

4分の3の規定は、地方自治法第260条の3に規定があります。
ただし、規約で変更はできますが、民主的でないと思われぬように配慮をする必要があります。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の20の規定により解散をする。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

4分の3の規定は、地方自治法第260条の21に規定があります。
ただし、規約で変更はできますが、民主的でないと思われぬように配慮をする必要があります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△△年△△月△△日までとする。



～絆をつよめ
よりよい地域づくりを～

3. 加入啓発資料(例)

地域のお住まいの皆さんへ

〇〇自治会

〇〇自治会加入のご案内

〇〇自治会では、「みんなが住みたい住み続けたいまちづくり」となるように、地域の絆づくりとして、交流事業や、安全・安心活動に取り組んでいます。

また、皆さんで出し合っている自治会費は、地域での活動資金としてだけでなく、日常利用されている防犯灯の電気料金や維持管理などにも利用をさせていただいております。

自治会への加入は、決して強制ではありませんが、〇〇自治会地区にお住まいになられたのも、何かの縁だと思います。

日常の交流を通じて、何か困った事やわからない事を気軽に話し合える、そんな関係がつかれるよう、自治会への加入をお願いします。



【〇〇自治会の概要です】

①役員

会 長 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

副会長 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

会 計 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

書 記 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

②主な行事

4月 総会

5月 公園清掃

6月 親睦グラウンドゴルフ大会

8月 〇〇校区門真まつり(〇〇小学校で開催)

10月 防犯・防災訓練

12月 親睦もちつき大会・歳末特別警戒巡回

3月 親睦お花見大会

※ 加入や自治会活動についてのお問い合わせは役員か班長までお願いします。

令和4年9月改訂

自治会ハンドブック

門真市市民文化部地域政策課

門真市中町1番1号（別館3階）

電話 06-6902-6034（直通）